

(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画

概要版

計画策定の背景

令和7年1月 多摩市立図書館作成

「(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画」は、図書館の個別計画である「多摩市読書活動振興計画」(平成28(2016)年5月策定)と、18歳以下を対象としている「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」(平成30(2018)年3月策定)の2つの計画を統合して、新たに策定する計画です。

この計画は、今後の多摩市立図書館の事業計画の基になります。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、「多摩市総合計画」を尊重し、多摩市における教育振興のための施策に関する基本計画である「多摩市教育振興プラン」の、図書館部分について整理した個別計画として位置づけられるものです。本計画の計画期間は令和7(2025)年～令和11(2029)年度です。

第六次多摩市総合計画(まちづくりに関する総合計画)

政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現
施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

関連する施策

政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現
施策6 確かな学力をはぐくむ教育の推進
政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現
施策4 障がい者(児)が安心して暮らせるまちづくり

第二次多摩市教育振興プラン (学校・教育に関する計画)

(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画 (次期計画)

関連する市の計画

・第4次多摩市生涯学習推進計画
・第二次多摩市特別支援教育推進計画
・第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画
・多摩市障がい者(児)福祉計画 など

整合

根拠法

・図書館法
・文字・活字文化振興法
・子どもの読書活動の推進に関する法律
・学校図書館法
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
・視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
・著作権法

=====
関連する国の計画、都の計画・条例

(国)
・第4期教育振興基本計画
・第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
・第6次学校図書館図書整備等5か年計画
・視覚障害者等の読書環境の推進に関する基本的な計画

(東京都)
・第四次東京子供読書活動推進計画
・東京都障害者・障害児施策推進計画
・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

計画期間	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
総合計画		第六次多摩市総合計画（令和5～令和14年度）						
教育振興 プラン	第二次多摩市教育振興プラン（令和2～令和11年度）							
図書館 計画	多摩市読書活動振興計画			(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画				
	第三次多摩市子どもの読書活動推進計画							

現在の計画から次期計画へ

現行の「多摩市読書活動振興計画」は、多摩市立図書館全館を対象とする長期事業計画として、当初平成28(2016)年から令和2(2020)年度までの5か年計画として策定しました。

令和3(2021)年3月に計画期間終了となるにあたり、次期計画について検討し、当時中央図書館開館に向け「多摩市立図書館再整備基本計画」に基づき開館準備を進めていること、地域館の大規模改修を控えているなか不確定要素が多いことから、次期計画策定は中央図書館開館後としました。

また、図書館のもう一つの個別計画であり、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「多摩市子どもの読書活動推進計画」と一本化した計画とすることを決定しました。

次期計画では開館後の図書館の利用状況、課題等を踏まえ策定することとし、現在の図書計画は令和6(2024)年度まで延長しました。

現在の計画

多摩市読書活動振興計画

(平成28年5月策定)

- ・平成23(2011)年に決定した多摩市立図書館の基本方針・運営方針を基本目標とし、17の取組み項目を設定
- ・取組み内容を毎年度の多摩市立図書館事業計画で具体化し実施

第三次多摩市子どもの読書活動推進計画

(平成30年3月策定)

- ・主に18歳以下の市民を対象とし、子どもの読書環境の充実、読書活動の推進に取り組む
- ・3つの基本目標と14の施策を設定
- ・アクションプランを作成し、毎年振り返り更新を実施



次期計画

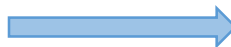
(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画

(令和7年～令和11年)

- ・1つの基本理念、4つの基本方針、22の施策を設定(3ページ「計画の体系」参照)
- ・施策を毎年度の多摩市立図書館事業計画で具体化し実施(4ページ「事業の推進体制」参照)
- ・中央図書館を中心とした図書館ネットワークのもと、各館の地域の特性や利用者の特徴、ニーズを踏まえたものとする
- ・基本方針「市民の「知る」を支援する」の実現を目指し、5つの運営方針は、「多摩市子どもの読書活動推進計画」との統合にあたり、部分的な見直しを行う

基本方針

市民の「知る」を支援する



基本理念として
見直しを検討

運営方針

- 1 だれもが使える図書館
- 2 子どもの読書環境の整備
- 3 市民や地域に役立つ図書館
- 4 しらべるを支え、つながる図書館
- 5 弾力的な管理・運営



部分的な見直しを検討
(特に子どもに関する部分)

計画の体系

基本理念

市民の「読む」「知る」「学ぶ」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます ～「知の地域創造」の実現へ～

基本方針・施策

基本方針① だれもが使える図書館

施策1 だれもが利用しやすい環境の整備

施策2 図書館情報の発信や入手支援

施策3 若者の図書館利用の促進

施策4 高齢者サービスの充実

施策5 多文化サービスの充実

施策6 読書バリアフリーの推進

基本方針② 一人ひとりの子どもに寄り添うサービス

施策7 本に親しむ機会の充実

施策8 子どもが自分から読みたくなる環境づくり

施策9 一人ひとりの発達段階に合わせた適切なサービスの提供

施策10 子どもに関わる施設・教育機関・団体・個人への協力・支援・連携

施策11 多摩市立小中学校への協力・支援・連携

基本方針③ 市民のしらべるを支え、役立つ図書館

施策12 電子資料を含めた蔵書の充実と活用促進

施策13 多様な情報源を活用したレファレンスサービスの提供・充実

施策14 地域資料等の活用による課題解決支援や地域文化の継承

施策15 読書活動に関心を高めるための事業の実施

施策16 読書活動に取り組む団体の協力・支援・連携

施策17 各図書館の地域性を活かしたサービスの提供

基本方針④

持続可能な図書館の管理・運営体制の充実と強化

施策18 各館の機能強化・運営体制の整備

施策19 ICTの活用によるサービスの向上・効率化

施策20 ボランティア活動の促進

施策21 職員の専門性向上と関係機関との情報共有の促進

施策22 市民ニーズの把握・反映

計画の構成

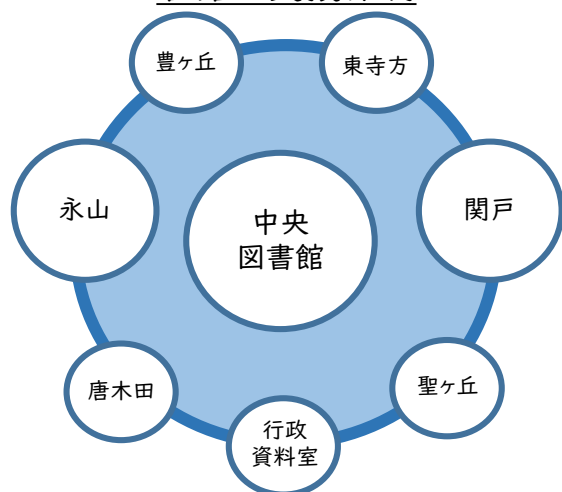
本計画は第1章で計画の概要について整理した後、第2章で多摩市立図書館の現状と課題について整理し、第3章と第4章でこれからの多摩市立図書館の基本理念と基本方針とそれらを実現するための施策について述べ、第5章で計画の推進体制について記載する予定です。

各図書館の役割分担

図書館ネットワーク網の中核となる中央図書館を中心とし、サービスの機能をネットワーク化し、中央図書館は直接サービスの提供とともにバックヤード機能を担い、分館を支援する体制を構築します。

市民と図書館のかかわり方は世代等により変化していきます。その時々ニーズや課題にあわせて、各館を使い分けできるような図書館サービスを提供していきます。

各館の支援体制



中央図書館

「豊富な蔵書」、「多様な読書環境」によるフルサービス

駅前拠点図書館（関戸・永山）

「駅前」の利便性を生かしたサービス

地域図書館 （東寺方・豊ヶ丘・聖ヶ丘・唐木田）

「地域図書館」として地域に向き合うサービス

計画の推進体制

事業推進のプロセスと体制は、以下のとおりです。

ステップ1 重点施策・具体的な取組みの設定

- ・本計画を基に重点施策を決定
- ・本計画及び前年度の事業評価、重点施策に基づき毎年度「多摩市立図書館事業計画」を策定
- ・事業計画には基本方針を達成するための具体的な取組みや期待される効果を記載

ステップ2 事業の実施

ステップ3 事業計画実施報告の作成

- ・事業計画の実施結果として「多摩市立図書館事業計画実施報告」を作成、図書館協議会へ報告

ステップ4 評価項目の選定

- ・図書館協議会は実施報告の内容を確認し、外部評価を行う項目（施策）を選定

ステップ5 事業実施に伴う事務局評価（内部評価）

- ・図書館は外部評価の対象となった項目（施策）について自己評価を行い、図書館協議会に報告

ステップ6 図書館協議会による評価（外部評価）

- ・図書館協議会は外部評価を行い、図書館へ回答

ステップ7 内部評価・外部評価に基づく改善

- ・図書館は自己評価及び外部評価の結果をまとめ、「多摩市立図書館事業評価」を決定
- ・評価を受け、「今後の方向性」として改善策を検討